

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業
ネーミングライツパートナー基本協定書
(案)

2024年〇月

Tokyo Sports Wellness Village 株式会社

(構成企業：東京建物株式会社、T S P 太陽株式会社、株式会社日テレ アックスオン)

基本協定書（案）

Tokyo Sports Wellness Village 株式会社（以下「甲」という。）と会社名●●●（以下「乙」という。）は、甲が整備運営を行う有明アーバンスポーツパークに企業等名、商標名、ロゴ等を付与することができる権利に関して、以下の通り基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「本施設」とは、Tokyo Sports Wellness Village 株式会社が整備運営を行う施設。
（有明アーバンスポーツパーク）
- （2）「通称名」とは、企業等名、商標名、ロゴ等を付与した本施設の愛称。
- （3）「ネーミングライツ」とは、本施設に通称名を付与することができる権利。
- （4）「ネーミングライツ パートナー」とは、ネーミングライツを取得する民間団体等。
- （5）「募集要項」とは、甲が公表する「有明アーバンスポーツパーク整備運営事業 ネーミングライツパートナー募集要項」。
- （6）「NR 契約」とは、募集要項に定める（仮称）ネーミングライツパートナー契約。

（趣旨）

第2条 本協定は、ネーミングライツについて基本的な事項を定め、募集要項に定める NR 契約の締結に向けて円滑な遂行を図ることを目的とし、甲乙ともに NR 契約の締結に向けて誠実に協議するものとする。

（協定の有効期間及び通称名の使用期間）

- 第3条 （1）本協定の有効期間は、令和●年●月●日から NR 契約の締結まで（以下「協定期間」という。）とする。
- （2）前項の規定にかかわらず、第8条の規定により本協定が終了した場合は、通称名の使用についても同時に終了する。

（通称名に関する基本的な事項）

- 第4条 （1）甲は乙が本施設のネーミングライツ取得者であることの周知を図り、東京都の定める規則等、組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の通称名を使用し、当該通称名の定着に努めるものとする。
- （2）甲は、本施設を利用する第三者に対して、甲の広報誌、ホームページ、案内図、資料等に本施設の通称名を表示させ又は呼称するあらゆる機会に通称名を使用させるように努めるものとする。この場合における費用については、乙は負担しない。
- （3）甲は、新聞・雑誌・テレビ等のマスコミが、本施設の名称を表示する場合に、通称名を使用させるよう努力するものとし、通称名以外の名称を使用する者に対しては乙と協議の上、甲の名前で訂正を求めるものとする。

(4) 協定期間において、乙は、原則として本協定における通称名を変更することができない。

(その他の特典、付帯条件等)

第5条 (1) 乙に付与する特典について、甲乙協議にて真摯に話し合うこととする。

(ネーミングライツ料)

第6条 (1) 本協定に基づくネーミングライツ料は、乙の提案により総額000000000円

(年額 000000000円、契約期間●年)とする。※消費税及び地方消費税は別途

(2) 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、別表に定める納入期限までに納付しなければならない。

(3) 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、乙は、指定した納入期限の翌日から甲が収納した日までの期間の日数に応じ、その未納額に民法の一部改正する法律(平成29年法律第44号)による改正後の民法により計算した金額を延滞料として支払わなければならない。

(4) 乙は、ネーミングライツ料(契約初年度の年額)の10分の1を契約保証金として本協定締結後、2週間以内に支払うものとし、NR契約締結後、契約保証金は契約初年度の年額に充当するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本協定上の地位及び本協定から発生する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(協定の解除等)

第8条 (1) 甲及び乙は、本協定の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、協定期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちにこの協定を解除することができる。

ア 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

イ 乙が、ネーミングライツパートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。

(2) 甲及び乙は、相手方に次の各号いずれかの事実があると見なした場合、直ちに催告を行い、催告から30日の期間を過ぎてなお是正されないときには本協定を解除することができる。

ア 本協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

イ 正当な理由なく、募集要項及び本協定に定める義務を履行しないとき。

ウ 募集要項及び本協定に定める条項に違反したとき。

(3) 甲及び乙は、次の各号いずれかの事情が生じた場合、速やかに相手方に報告し、本協定の継続、延期又は中止について協議して決定するものとする。

ア 乙の事情等により通称名の維持が困難となったとき。

イ 災害等により、通称名等の維持が困難となったとき。

- (4) 甲及び乙は、前項の規定に基づき協定の中止を希望するときは、1ヵ月以上前に申し出るものとする。
- (5) 本条の規定により本協定が解除又は中止された場合、サイン等の設置に関してそれまでにかかった費用については乙がその費用を負担する。ただし、当該解除又は中止が甲の責に帰すべき事由によるときは、その限りではない。

(ネーミングライツ料の返還)

第9条 前条の規定に基づき本協定が解除又は中止された場合、原則として、甲は、乙が既に支払った契約保証金を返還しないものとする。ただし、当該解除又は中止が甲の責に帰すべき事由によるときは、その限りではない。

(協定の変更)

- 第10条 (1) 甲及び乙は、協定期間中に、重大な事情の変化が生じた場合には、直ちに相手方に対して当該事情を通知の上、甲乙誠実に協議の上、協定内容を変更することができるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本協定の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、協定内容を変更することができる。

(NR 契約の締結)

- 第11条 (1) 本協定締結後、募集要項に基づき、国際オリンピック委員会の承諾を得た後、速やかに甲及び乙との間でネーミングライツに関する諸条件について定める NR 契約を締結する。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、NR 契約の締結が困難な場合には、本協定を解除することがあります。この場合、契約保証金の返還は行わず、原状回復に必要な費用は乙の負担とし、基本協定書の解除により募集主体にその他損害が発生した場合、その賠償責任は乙が負うものとする。

(知的財産権)

- 第12条 (1) 乙が、本協定における通称名に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを本施設の使用又は甲の通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認める。
- (2) 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。
- (3) 通称名が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。
- (4) 通称名のサイン等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由によるときはこの限りでないものとする。
- (5) 前2項の規定にかかわらず、甲が通称名に起因して第三者に対し金員の支払いを余儀なく

されたときは、乙は甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む）を直ちに支払うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りでないものとする。

（損害賠償）

第13条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本協定を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第14条 （1）甲及び乙は、本協定に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）をみだりに他者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- ア 相手方から開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された後秘密情報を利用することなく独自に知得したもの
- イ 相手方から開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後自らの秘密保持義務に違反することなく公知となったもの
- ウ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
- エ 秘密情報を利用することなく独自に開発したもの

（2）甲又は乙は、秘密情報を口頭又は視覚的方法により相手方に対して開示する場合には、開示後 30 日以内に当該秘密情報の内容を書面で相手方に対し通知しなければならない。

（3）前項の規定は、本協定の終了又は解除の後も 3 年の間効力を有する。

（疑義等に関する協議）

第15条 （1）本協定の内容に関し、協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

（2）本協定と募集要項の記載に差異があった場合、募集要項における記載を優先する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所○○○○○○○○○
会社名○○○○○○○○○
代表者名 ○○ ○○ 印

乙 住 所○○○○○○○○○
会社名○○○○○○○○○
代表者名 ○○ ○○ 印